

「ソフトバンク BB サービス規約」新旧対照表

改定前（2014年12月12日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p><b>第7条（契約の申込の承諾）</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の翌日を1日目として7日目に成立するものとします。</p>	<p><b>第7条（契約の申込の承諾）</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の翌日を1日目として7日目に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。</p>
<p>該当なし</p>	<p><b>第16条の3（責任の制限）</b></p> <p>1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係</p>

	<p>る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>(2) 従量料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金（前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p> <p>(注) 上記(2)の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均従量料金とします。</p> <p>4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p> <p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、す。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
<p>第30条（契約期間および解除料）</p> <p>2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変</p>	<p>第30条（契約期間および解除料）</p> <p>2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変</p>

<p>更完了日が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。</p>	<p>更完了日が属する月の末日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。</p>
<p>第 9 章 Yahoo! BB 光 with フレッツサービスへのサービス変更に関する特約</p>	<p>第 9 章 Yahoo! BB 光 with フレッツ／Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスへのサービス変更に関する特約</p>
<p>第 31 条 (Yahoo! BB 光 with フレッツサービスについて)</p> <p>「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」とは、当社が別途定める「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」に基づき提供するサービスのことをいいます。</p>	<p>第 31 条 (Yahoo! BB 光 with フレッツ／Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスについて)</p> <p>「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコース」(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。)とは、当社がそれぞれ別途定める「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」に基づき提供するサービスのことをいいます。</p>
<p>第 32 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>	<p>第 32 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスからソフトバンク BB 光サービスにサービス変更した場合、ソフトバンク BB 光サービスの課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>
<p>第 33 条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスから Yahoo! BB 光 with フレッツサービスにサービス変更した場合、第 11 条の定めに関わらず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスの契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。</p>	<p>第 33 条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスからソフトバンク BB 光サービスにサービス変更した場合、第 11 条の定めに関わらず、ソフトバンク BB 光サービスの契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。</p>
<p>第 35 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. Yahoo! BB バリュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月 1 日をもって Yahoo! BB バリュープランの契約が解除されるものとします。</p>	<p>第 35 条 (契約期間および解除料)</p> <p>2. Yahoo! BB バリュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の末日をもって Yahoo! BB バリュープランの契約が解除されるものとします。</p>
<p>第 42 条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスから SoftBank Air サービスにサービス変更した場合、第 11 条の定めに関わらず、SoftBank Air サービスの契約成立日が属する月の翌月末を本サービスの解約日とします。</p>	<p>第 42 条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスから SoftBank Air サービスにサービス変更した場合、第 11 条、第 30 条第 2 項および第 35 条第 2 項の定めに関わらず、SoftBank Air サービスの契約成立日が属する月の翌月末を本サービスの解約日としま</p>

	す。
該当なし	<p>第 13 章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</p> <p>第 43 条 (SoftBank 光について)</p> <p>1. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p>
該当なし	<p>第 44 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、SoftBank 光の課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>
該当なし	<p>第 45 条 (サービス変更時における契約の終了)</p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、第 11 条の定めに関わらず、SoftBank 光の契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。</p>
該当なし	<p>附則 3</p> <p>BB フォンのみの契約者が本サービスへの申し込みをした場合は、本規約および「接続機器レンタル規約」、ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約 (約款)」が適用されるものとし、当該申込の完了、料金の支払いに関しては本規約第 8 条の規定が準用されるものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前 (2014 年 10 月 2 日付)	改定後 (2015 年 2 月 4 日付)
<p>第 5 条 (契約の申し込みの承諾)</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申</p>	<p>第 5 条 (契約の申し込みの承諾)</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日</p>

<p>申し込み日によって異なります。申し込み日より 180 日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申し込みを取り消しさせていただきますことがあります。</p>	<p>は申し込み日によって異なります。申し込み日より 180 日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申し込みを取り消しさせていただきますことがあります。また、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。</p>
<p>第 12 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第 8 条に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>&lt;2012 年 12 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第 8 条に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第 12 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012 年 11 月 30 日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第 8 条に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>&lt;2012 年 12 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第 8 条に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 19 条の 2（責任の制限）</p> <p>1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えて</p>

	<p>その状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>6. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p> <p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、す。）の場合、本条第2項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第5項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第30条（プレミアムについて）</p> <p>3. 2012年11月30日以前に本サービスに申込みを行った会員は、プレミアムへの申し込みをもって、第32条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを本サービス</p>

	<p>スの契約期間として扱います。契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
該当なし	<p>第33条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りします。          &lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt;          プレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。          &lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;          本サービスの契約期間に準じるものとします。</p>
該当なし	<p>第8章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</p> <p>第34条（SoftBank 光について）</p> <p>1. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p>
該当なし	<p>第35条（サービス変更時における利用料金の支払）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank 光にサービス変更した場合、SoftBank 光の課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の1日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>
該当なし	<p>第36条（サービス変更時における契約の終了）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank 光にサービス変更した場合、第16条の定めに関わらず、SoftBank 光の契約成立を以て本サービスの解約とします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前（2014年10月2日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p>第5条（契約の申し込みの承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本</p>	<p>第5条（契約の申し込みの承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本</p>

<p>サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、初回認証日に成立するものとします。</p> <p>ただし、申し込み日より180日以内に初回認証を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申し込みを取り消しさせていただくことがあります。</p>	<p>サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、初回認証日に成立するものとします。</p> <p>ただし、申し込み日より180日以内に初回認証を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申し込みを取り消しさせていただくことがあります。また、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。</p>
<p>第12条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第8条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第8条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第12条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりといたします。</p> <p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第8条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを最低利用期間として提供されるものとします。</p> <p>&lt;2012年12月1日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p> <p>第8条第1項に定める課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第19条の2（責任の制限）</p> <p>1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みま</p>



	<p>す。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。</p> <p>3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。</p> <p>4. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p> <p>7. 会員が消費者(消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 1 項の定義によるものとします。)の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由(当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
<p>第 34 条(契約期間および解除料)</p> <p>1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りします。</p>	<p>第 34 条(契約期間および解除料)</p> <p>1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りします。</p>

<p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt; プレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>&lt;2012年11月30日以前に申し込みを行なった会員&gt; プレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第8章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</p> <p>第34条（SoftBank 光について）</p> <p>1. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第35条（サービス変更時における利用料金の支払）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank光にサービス変更した場合、SoftBank光の課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の1日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第36条（サービス変更時における契約の終了）</p> <p>会員は、本サービスからSoftBank光にサービス変更した場合、第16条の定めに関わらず、SoftBank光の契約成立を以て本サービスの解約とします。</p>

「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」新旧対照表

改定前（2011年4月21日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p>第7条（契約の成立）</p> <p>1. サービス契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、会員回線の開通日の7日後に成立するものとします。</p>	<p>第7条（契約の成立）</p> <p>1. サービス契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、当社が当該申し込みを承諾することを条件として、会員回線の開通日の翌日を1日目として7日目に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第11条の3（責任の制限）</p> <p>1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水</p>

準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。

2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。
3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
4. 当社は、協定事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であっても、当社が当該協定事業者等から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2 項および第 3 項に準じて賠償請求に応じるものとします。
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 第 2 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わ

	<p>ないものとしします。</p> <p>7. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとしします。）の場合、本条第 2 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 5 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとしします。</p>
<p>第 20 条（会員によるサービス契約の解除）</p> <p>1. 会員は、サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもってサービス契約が終了するものとしします。</p>	<p>第 20 条（会員によるサービス契約の解除）</p> <p>1. 会員は、サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の末日をもってサービス契約が終了するものとしします。</p>

「SoftBank Air サービス規約」新旧対照表

改定前（2014 年 12 月 12 日付）	改定後（2015 年 2 月 4 日付）
<p>第 13 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりとしします。</p> <p>第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとしします。</p>	<p>第 13 条（利用期間、契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスの利用期間および契約期間は以下に定めるとおりとしします。</p> <p>第 9 条第 1 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとしします。</p>
<p>第 15 条（サービスの停止）</p> <p>2. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、会員の本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。</p> <p>(1) ウィルスに感染した会員のパーソナルコンピューター（以下「PC」といいます。）からウィルスを送信している場合。</p> <p>(2) ウィルスの大量感染が発生し、ウィルスの感染拡大を防ぐため、一時的に特定プロトコル（該当ウィルスが利用する）の遮断を行う場</p>	<p>第 25 条（サービスの利用）</p> <p>8. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、会員の本サービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。</p> <p>(1) ウィルスに感染した会員のパーソナルコンピューター（以下「PC」といいます。）からウィルスを送信している場合。</p> <p>(2) ウィルスの大量感染が発生し、ウィルスの感染拡大を防ぐため、一時的に特定プロトコル（該当ウィルスが利用する）の遮断を行う場合。</p>

合。

- (3) スпамメール発信行為を行い、第三者へ迷惑を及ぼしている場合。
- (4) 会員側の機器（PC、ブロードバンドルーターなど）が故障し、エラーパケットをネットワークに大量に送信し、当社設備などに想定外の負荷を与えている場合。
- (5) 会員が第三者や当社設備に対して不正アクセス行為を行っている場合。
- (6) サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
- (8) 本サービスの利用契約成立後に、第 6 条第 2 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
- (9) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。
- (10) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
- (11) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (12) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
- (13) 大量のトラフィック送信を長時間継続し、当社設備に対して想定外の負荷をかけ、または、サービスの安定提供に著しい影響を与えている場合。
- (14) 当社より付与されている IP アドレスを通常以外の方法で利用することにより、第三者の通信、または当社設備に悪影響を与える可能性

- (3) スпамメール発信行為を行い、第三者へ迷惑を及ぼしている場合。
- (4) 会員側の機器（PC、ブロードバンドルーターなど）が故障し、エラーパケットをネットワークに大量に送信し、当社設備などに想定外の負荷を与えている場合。
- (5) 会員が第三者や当社設備に対して不正アクセス行為を行っている場合。
- (6) サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
- (8) 本サービスの利用契約成立後に、第 6 条第 2 項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
- (9) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。
- (10) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
- (11) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (12) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
- (13) 大量のトラフィック送信を長時間継続し、当社設備に対して想定外の負荷をかけ、または、サービスの安定提供に著しい影響を与えている場合。
- (14) 当社より付与されている IP アドレスを通常以外の方法で利用することにより、第三者の通信、または当社設備に悪影響を与える可能性が

<p>がある場合。 (15) その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>	<p>ある場合。 (15) その他、当社が適当でないと判断する場合。</p>
<p>第 38 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は、第 37 条に定める Yahoo! BB 基本サービスの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までとなります。契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。Yahoo! BB 基本サービスの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円（税抜）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、本サービスと同時に Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを行い、第 37 条に定める Yahoo! BB 基本サービスの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p>	<p>第 38 条（契約期間および解除料）</p> <p>1. プレミアムの契約期間は、第 37 条または第 40 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までとなります。契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。プレミアムの契約期間の満了月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円（税抜）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。</p>

「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

<p>改定前（2014 年 10 月 2 日付）</p>	<p>改定後（2015 年 2 月 4 日付）</p>
<p>第 5 条（契約の申込の承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009 年 10 月 31 日以前に申し込みを行なった会員&gt; 当社が申込みを承諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目、または、ヤフーが提供する Yahoo! JAPAN ID をヤフーの Web ページ上で有効化した日のいずれか早い日。</p> <p>&lt;2009 年 11 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p>	<p>第 5 条（契約の申込の承諾）</p> <p>1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。</p> <p>&lt;2009 年 10 月 31 日以前に申し込みを行なった会員&gt; 当社が申込みを承諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目、または、ヤフーが提供する Yahoo! JAPAN ID をヤフーの Web ページ上で有効化した日のいずれか早い日。</p> <p>&lt;2009 年 11 月 1 日以降に申し込みを行なった会員&gt;</p>

<p>当社の申込みを承諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目、または、公衆無線 LAN サービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを最初に利用した日のいずれか早い日。</p>	<p>当社の申込みを承諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目、もしくは、公衆無線 LAN サービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを最初に利用した日のいずれか早い日。</p> <p>また、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。</p>
--	--

「接続機器レンタル規約」新旧対照表

改定前（2014年7月1日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p><b>第 3 条（レンタル契約の成立及び終了）</b></p> <p>3. 前項にかかわらず、第 5 条のレンタル料金の発生時期は BB サービス規約に準じるものとします。但し、BB サービス規約に基づくブロードバンド・サービスの利用契約成立後に無線 LAN カードまたは地デジチューナーのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日から発生するものとします。</p>	<p><b>第 3 条（レンタル契約の成立及び終了）</b></p> <p>3. 前項にかかわらず、第 5 条のレンタル料金の発生時期は BB サービス規約に準じるものとします。但し、BB サービス規約に基づくブロードバンド・サービスの利用契約成立後に無線 LAN カードまたは地デジチューナーのレンタルを申し込んだ場合のレンタル料金は、その申込日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日から発生するものとします。</p>
<p><b>第 7 条（会員の義務）</b></p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、その他の処分</p>	<p><b>第 7 条（会員の義務）</b></p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分</p>
<p><b>第 9 条（任意の買取）</b></p> <p>該当なし</p>	<p><b>第 9 条（任意の買取及び持込利用）</b></p> <p>3. 会員は、第 1 項に基づき買取った新規各接続機器を持込み、当該接続機器で利用可能な当社のブロードバンド・サービスの利用に供することができます。なお、当社が会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、各接続機器の持込みができない場合があります。また、会員は、ブロードバンド・サービス 1 契約ごとに一つの接続機器のみ持込みができるものとし、持込みが認められるのは、第 1 項に基づき買取った新規各接続機器のみであって、当社が販売した接続機器ではない機器、当社のレンタル用接続機器、その他当社が不適切であると判断した接続機器はいか</p>

	<p>なる場合も持込むことができません。</p> <p>4. 前項の持込みの申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。当社が持込みを承諾した場合、各接続機器のレンタル契約は、当社が持込みを承諾した日の属する月の末日をもって終了するものとします。この場合、会員は当社所定の接続機器利用再登録手数料を当社に支払うものとします。</p>
--	---

「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」

新旧対照表

改定前 (2014年7月1日付)	改定後 (2015年2月4日付)
<p>第3条 (各接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器のレンタル契約終了日が属する月の月末まで発生するものとします。</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが成立しなかった場合には、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BB フォンの利用契約、ひかり電話機能の利用契約、または無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとします。また、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p> <p>7. 本条第5項の定めにかつ該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い光 BB ユニットのレンタル契約を当社に返還するものとします。</p>	<p>第3条 (各接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器のレンタル契約終了日が属する月の末日まで発生するものとします。</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが成立しなかった場合には、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。但し、BB フォンの利用契約、ひかり電話機能の利用契約、ホワイト光電話の利用契約または無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとします。また、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとします。</p> <p>7. 本条第5項の定めにかつ該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、会員は同条に従い各接続機器を当社に返還するものとします。</p>



<p><b>第 5 条（課金開始日）</b></p> <p>(2) 会員が BB サービス規約の契約成立後に各接続機器の申し込みを行った場合は、各接続機器のレンタルの申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p>	<p><b>第 5 条（課金開始日）</b></p> <p>(2) 会員が BB サービス規約の契約成立後に各接続機器の申し込みを行った場合は、各接続機器のレンタルの申し込みを行った日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p>
<p><b>第 8 条（会員の義務）</b></p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、その他の処分</p>	<p><b>第 8 条（会員の義務）</b></p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分</p>
<p><b>第 14 条（ひかり電話機能）</b></p> <p>4. ひかり電話機能の利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後にひかり電話機能の申し込みを行った場合、ひかり電話機能の課金開始日はひかり電話機能の申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。但し、NTT 東日本または、NTT 西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、当社に対して申告した利用開始日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。</p>	<p><b>第 14 条（ひかり電話機能）</b></p> <p>4. ひかり電話機能の利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後にひかり電話機能の申し込みを行った場合、ひかり電話機能の課金開始日はひかり電話機能の申し込みを行った日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日とします。但し、NTT 東日本または、NTT 西日本の提供するひかり電話サービスを既に利用している場合は、当社に対して申告した利用開始日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日とします。</p>
<p><b>第 16 条（Wi-Fi 地デジパック）</b></p> <p>4. Wi-Fi 地デジパックの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後に本申し込みを行った場合の課金開始日は、本申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。地デジチューナープラス用地デジチューナーのレンタル課金開始日後に本申し込みを行った場合、申し込みを行った日が属する月の翌月 1 日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。また、地デジチューナーのレンタル契約成立後で課金開始日前に本申し込みを行なった場合、地デジチューナーの課金開始日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。</p> <p>5. Wi-Fi 地デジパックの解除料は、以下に定める通りと</p>	<p><b>第 16 条（Wi-Fi 地デジパック）</b></p> <p>4. Wi-Fi 地デジパックの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後に本申し込みを行った場合の課金開始日は、本申し込みを行った日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日とします。地デジチューナープラス用地デジチューナーのレンタル課金開始日後に本申し込みを行った場合、申し込みを行った日が属する月の翌月 1 日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。また、地デジチューナーのレンタル契約成立後で課金開始日前に本申し込みを行なった場合、地デジチューナーの課金開始日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。</p> <p>5. Wi-Fi 地デジパックの解除料は、以下に定める通りと</p>

<p>します。</p> <p>(1) Wi-Fi 地デジパックは、第 16 条第 4 項に定める課金開始日の属する月から起算して、24 ヶ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月（以下、「地デジパック契約満了月」といいます。）までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、地デジパック契約満了月以外に Wi-Fi 地デジパックの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として 5,000 円（税抜）を支払うものとします。</p> <p>6. 会員は、Wi-Fi 地デジパックの契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達した月の月末をもって契約が終了するものとします。また、Wi-Fi 地デジパックの契約終了をもって、無線 LAN カードおよび地デジチューナーのレンタル契約も終了するものとします。ただし、会員が無線 LAN カードおよび地デジチューナーの継続利用を希望する場合は、当社が別途定めるレンタル料金を支払うことによりレンタル契約を継続し利用できるものとします。</p>	<p>します。</p> <p>(1) Wi-Fi 地デジパックは、第 16 条第 4 項に定める課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月（以下、「地デジパック契約満了月」といいます。）までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、地デジパック契約満了月以外に Wi-Fi 地デジパックの利用契約を終了した場合、会員は当社に解除料として 5,000 円（税抜）を支払うものとします。</p> <p>6. 会員は、Wi-Fi 地デジパックの契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、当該通知が当社に到達した月の末日をもって契約が終了するものとします。また、Wi-Fi 地デジパックの契約終了をもって、無線 LAN カードおよび地デジチューナーのレンタル契約も終了するものとします。ただし、会員が無線 LAN カードおよび地デジチューナーの継続利用を希望する場合は、当社が別途定めるレンタル料金を支払うことによりレンタル契約を継続し利用できるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</p> <p>本条は、各接続機器のレンタルを受ける会員がソフトバンク光サービスから、当社の提供する SoftBank 光（後記第 18 条第 1 号に定義します。）へサービス変更を行う場合に適用されるものとします。</p> <p>第 18 条（SoftBank 光について）</p> <p>「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 18 条の 2（サービス変更時における各接続機器の継続利用について）</p> <p>会員は、ソフトバンク光サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、各接続機器を当社に返還することなく継続利用できるものとします。</p>
<p>該当なし</p>	<p>第 18 条の 3（サービス変更時における契約の終了）</p>

	<p>会員は、ソフトバンク光サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、第 3 条の定めに関わらず、当社がサービス変更受付手続きの完了を確認した日(以下「サービス変更完了日」といいます。)を、当社が別途定める「接続機器レンタル規約(SoftBank 光用)」に基づくレンタル契約の契約成立日とし、当該契約成立を以て本規約に基づくレンタル契約の解約とします。</p>
該当なし	<p>第 18 条の 4 (サービス変更時におけるレンタル料金の支払)</p> <p>会員は、ソフトバンク光サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、サービス変更完了日の前日までは本規約に基づくレンタル料金を支払うものとし、サービス変更完了日以降は、「接続機器レンタル規約(SoftBank 光用)」に基づきレンタル料金を支払うものとしします。</p>

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2014 年 1 月 31 日付)	改定後 (2015 年 2 月 4 日付)
<p>第 2 条 (定義)</p> <p>(6)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」または「光 BB ユニットサービス規約」の条件に従うものとしします。</p> <p>(17)「サービス会員回線」とは、利用者回線、契約者回線およびフレッツ光回線をいいます。</p> <p>(20)「フレッツ光回線」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバー回線をいいます。</p> <p>(21)「フレッツ光」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p> <p>(21の2) 該当なし</p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>(6)「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」、「光 BB ユニットサービス規約」または「接続機器レンタル規約(SoftBank 光用)」の条件に従うものとしします。</p> <p>(17)「サービス会員回線」とは、利用者回線、契約者回線、フレッツ光回線および SoftBank 光回線をいいます。</p> <p>(20)「フレッツ光回線」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき特定協定事業者の顧客に光通信サービスを提供する際に用いる、光ファイバー回線をいいます。</p> <p>(21)を削除</p> <p>(21の2)「SoftBank 光回線」とは、当社が SoftBank</p>

<p>(25)「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、フレッツ光上で当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(26)「IPv4 インターネット接続サービス」とは、フレッツ光上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(27)「IPv6 インターネット接続サービス」とは、フレッツ光上で当社指定の電気通信事業者が提供するBBIX 株式会社の IPv6 ネットワーク網を利用したインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(28)「パートナーサービス」とは、当社が提供するADSL 回線サービスまたはフレッツ光上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。ただし、本サービスを当社が提供する場合を除きます。</p>	<p>光サービス規約に基づき会員に光通信サービスを提供する際に用いる光ファイバー回線をいいます。</p> <p>(25)を削除</p> <p>(26)「IPv4 インターネット接続サービス」とは、フレッツ光回線上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(27)「IPv6 インターネット接続サービス」とは、フレッツ光回線上で当社指定の電気通信事業者が提供するBBIX 株式会社の IPv6 ネットワーク網を利用したインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(28)「パートナーサービス」とは、当社が提供する利用者回線、契約者回線またはフレッツ光回線上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。ただし、本サービスを当社が提供する場合を除きます。</p>
<p>第3条（本サービスの区分）</p> <p>1. 本サービスには、次の三つの区分があります。</p> <p>(1)利用者回線型(利用者回線を使用して提供するもの)</p> <p>(2)契約者回線型(契約者回線を設置して提供するもの)</p> <p>(3)フレッツ光回線型(フレッツ光を使用して提供するもの)</p>	<p>第3条（本サービスの区分）</p> <p>1. 本サービスには、次の四つの区分があります。</p> <p>(1)利用者回線型(利用者回線を使用して提供するもの)</p> <p>(2)契約者回線型(契約者回線を設置して提供するもの)</p> <p>(3)フレッツ光回線型(フレッツ光回線を使用して提供するもの)</p> <p>(4)SoftBank 光回線型 (SoftBank 光回線を使用して提供するもの)</p>
<p>第7条（利用契約の成立）</p> <p>2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約の成立は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの申込と同時に本サービスの申込みをした場合の利用契約は、以下のうちいずれ</p>	<p>第7条（利用契約の成立）</p> <p>2. フレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の利用契約の成立は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) インターネット接続サービスの申込と同時にフレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の申込みをした場合の利用契約は、以下のうちいずれか早い日に成立する</p>

<p>か早い日に成立するものとします。</p> <p>① 当社が当該申込を承諾した後、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの契約が成立した日</p> <p>② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき</p> <p>(2)Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの利用契約成立後に本サービスの追加申込をした場合の利用契約は、以下のうちいずれか早い日に成立するものとします。</p> <p>① 当該申込を当社が承諾した日から7日後</p> <p>② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき</p>	<p>ものとします。</p> <p>① 当社が当該申込を承諾した後、インターネット接続サービスの契約が成立した日</p> <p>② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき</p> <p>(2) インターネット接続サービスの契約成立後にフレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の追加申込をした場合の利用契約は、以下のうちいずれか早い日に成立するものとします。</p> <p>① 当該申込を当社が承諾した日の7日後</p> <p>② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき</p>
<p>第14条（会員が行う BB フォン電話番号の数の変更）</p> <p>1. 会員は、当社所定の条件に従い、当社に対し BB フォン電話番号の数の変更を請求することができるものとします。</p> <p>2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の請求を承諾しないことがあります。</p>	<p>第14条を削除</p>
<p>第17条（本サービスの提供範囲）</p> <p>5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。</p> <p>(1) 利用者回線型およびフレッツ光回線型</p> <p>本サービスの対象外の通話（※）については、お客様の接続機器の接続状況に応じて、他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規約は適用されないものとします。</p> <p>※ 本サービス提供外となる通話開始番号につきましては、当社 Web ページ (<a href="http://ybb.softbank.jp/bbphone/na.html">http://ybb.softbank.jp/bbphone/na.html</a>) などにてご確</p>	<p>第17条（本サービスの提供範囲）</p> <p>5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。</p> <p>(1) 利用者回線型、フレッツ光回線型および SoftBank 光回線型</p> <p>本サービスの対象外の通話（※）については、お客様の接続機器の接続状況に応じて、他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規約は適用されないものとします。</p> <p>※ 本サービス提供外となる通話開始番号につきましては、当社 Web ページ (<a href="http://ybb.softbank.jp/bbphone/na.html">http://ybb.softbank.jp/bbphone/na.html</a>) などにてご</p>

認いただけます。	確認いただけます。
<p>第46条（有償オプションサービスの種類） 通話明細書の郵送サービス 当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス ※本有償オプションサービスは「Yahoo! BB ADSL」のみでの提供となります。</p>	<p>第46条（有償オプションサービスの種類） 通話明細書の郵送サービス 当社が会員に対して本サービスの通話明細書を郵送するサービス ※本有償オプションサービスは利用者回線型および契約者回線型のみでの提供となります。</p>
<p>第65条の8（ホワイトコール24の終了等） 2. 本サービス申込日から起算して90日後（Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員は 180 日後）に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から90 日後（Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員は 180 日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。 3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日から起算して 90 日後（Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員は 180 日後）に第7条第1項第（1）号に定める工事が完了していない場合、移転申込日から 90 日後（Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員は 180 日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。</p>	<p>第65条の8（ホワイトコール24の終了等） 2. 本サービス申込日の90日後（フレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の場合は、申込日の180日後）に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日の90日後（フレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の場合は、申込日の180日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。 3. 第9条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日の90日後（フレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の場合は、移転申込日の180日後）に第7条第1項第（1）号に定める工事が完了していない場合、移転申込日の90日後（フレッツ光回線型及び SoftBank 光回線型の場合は、移転申込日の180日後）の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。</p>
<p>第72条（適用除外条項） 1. パートナーサービスにおいては、第14条、第29条の2、第29条の3および第65条の8第5項の適用が除外されるものとします。</p>	<p>第72条（適用除外条項） 1. パートナーサービスにおいては、第29条の2、第29条の3および第65条の8第5項の適用が除外されるものとします。</p>

「ダイヤルアップサービス契約約款」新旧対照表

改定前（2011年4月21日付）	改定後（2015年2月4日付）
旧称：Yahoo! BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款	改称後：ダイヤルアップサービス契約約款
第1条（規約の適用） この契約約款は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」	第1条（規約の適用） この契約約款は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」

<p>といたします)が提供する Yahoo! BB ダイアルアップ接続サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関し適用されます。</p> <p>2.この約款の他に当社が別途定める諸規定は、本約款に特別の定めがない限り適用されず、すべて本約款の定めによるものとします。</p> <p>3.この約款の規定と前項の諸規定の内容が異なる場合、本約款が優先して適用されるものとします。</p>	<p>といたします。)が提供するダイアルアップサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。</p> <p>2.この約款の他に当社が別途定める諸規定は、本約款に特別の定めがない限り適用されず、すべて本約款の定めによるものとします。会員は本サービスの利用にあたり、本約款および会員規約(後記第3条第5号に定義します。)が適用されるものとします。</p> <p>3.この約款の規定と前項の会員規約の内容が異なる場合、本約款が優先して適用されるものとします。</p>
<p>第3条(用語の定義)</p> <p>(4) Yahoo! BB サービス ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称</p> <p>(5) 会員規約 Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款</p> <p>(6) 該当なし</p> <p>(7) 該当なし</p>	<p>第3条(用語の定義)</p> <p>(4) Yahoo! BB サービス ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称</p> <p>(5) 会員規約 Yahoo! BB サービス、SoftBank 光(後記第3条第6号に定義します。)または SoftBank Air(後記第3条第7号に定義します。)の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p> <p>(6) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>(7) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p>第4条(提供区域)</p> <p>本サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。ただし、Yahoo! BB サービスの提供がなされていない地域は除きます。</p>	<p>第4条(提供区域)</p> <p>本サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。ただし、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)の提供がなされていない地域は除きます。</p>
<p>第7条(申込の資格)</p> <p>本サービスは、Yahoo! BB サービスの申込者であって</p>	<p>第7条(申込の資格)</p> <p>本サービスは、当社インターネットサービスの申込者で</p>

<p>Yahoo! BB サービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および会員規約を締結している者、に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または Yahoo! BB サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>	<p>あって当社インターネットサービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および会員規約を締結している者、に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>
<p><b>第 13 条 (提供の停止)</b></p> <p>当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(2) 会員が、会員規約に基づき、Yahoo! BB サービスまたは Yahoo!ID の利用が停止されたとき</p>	<p><b>第 13 条 (提供の停止)</b></p> <p>当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、期間を定めて本サービスの提供を停止することがあります。</p> <p>(2) 会員が、会員規約に基づき、当社インターネットサービスまたは当社インターネットサービスの利用に関わる ID の利用が停止されたとき</p>
<p><b>第 17 条 (当社が行う利用契約の解除)</b></p> <p>3. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をすることなくただちに利用契約を解除することができます。</p> <p>(1) 会員が、会員規約に基づき、Yahoo! BB サービス契約成立前に申込を取り消した場合</p> <p>(2) 会員の Yahoo! BB サービスの申込後、技術的・営業的その他の事由により、当該契約が不成立またはサービス提供不可能な状態になった場合</p> <p>(3) 会員規約に基づき、Yahoo! BB サービスが解除された場合</p>	<p><b>第 17 条 (当社が行う利用契約の解除)</b></p> <p>3. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用停止をすることなくただちに利用契約を解除することができます。</p> <p>(1) 会員が、会員規約に基づき、当社インターネットサービス契約成立前に申込を取り消した場合</p> <p>(2) 会員の当社インターネットサービスの申込後、技術的・営業的その他の事由により、当該契約が不成立またはサービス提供不可能な状態になった場合</p> <p>(3) 会員規約に基づき、当社インターネットサービスが解除された場合</p>
<p><b>第 18 条 (利用契約の終了)</b></p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービスの申込が取り消される等、会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合</p>	<p><b>第 18 条 (利用契約の終了)</b></p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの申込が取り消される等、会員の当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合</p>



第 19 条 (責任)

2. 当社はいかなる場合においても、本サービスを提供できなかったことにつき、一切その責を負わないものとします。

2-1. 以下該当なし

第 19 条 (責任)

2. 削除

2-1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。

2-2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2-3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 2-1 項および第 2-2 項に準じて賠償請求に応じるものとします。

2-4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

2-5. 第 2-1 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。

2-6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61

	<p>号) 第 2 条第 1 項の定義によるものと          します。) の場合、本条第 2-1 項の「当社の責めに          帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由(当社          の故意または重大な過失による場合を除きます。))」、          同第 2-4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過          失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるもの          とします。</p>
--	---

**「海外ローミング利用規約」新旧対照表**

改定前 (2011 年 4 月 21 日付)	改定後 (2015 年 2 月 4 日付)
<p><b>第 1 条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 (以下「当社」といいます。) が Yahoo! BB サービス (後記第 2 条第 10 号に定義します。) のオプションサービスとして提供する「海外ローミング」(後記第 2 条第 1 号に定義します。) の利用に関し適用されるものとします。</p>	<p><b>第 1 条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 (以下「当社」といいます。) が Yahoo! BB サービス (後記第 2 条第 10 号に定義します。)、SoftBank 光 (後記第 2 条第 12 号に定義します。) または SoftBank Air (後記第 2 条第 13 号に定義します。) のオプションサービスとして提供する「海外ローミング」(後記第 2 条第 1 号に定義します。) の利用に関し適用されるものとします。</p>
<p><b>第 2 条 (定義)</b></p> <p>(10) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。</p> <p>(12) 該当なし</p> <p>(13) 該当なし</p>	<p><b>第 2 条 (定義)</b></p> <p>(10) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air (以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。) の契約に係る各種契約、約款等をいいます。</p> <p>(12) 「SoftBank 光」とは、とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>(13) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p><b>第 4 条 (申込の資格)</b></p>	<p><b>第 4 条 (申込の資格)</b></p>

<p>1. 本サービスは、Yahoo! BB サービスの利用契約を締結している者に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または Yahoo! BB サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>	<p>1. 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>
<p>第6条（利用契約の終了）</p> <p>会員規約に基づき Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合は、当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p>	<p>第6条（利用契約の終了）</p> <p>会員規約に基づき当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合は、当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p>
<p>第9条（損害賠償）</p> <p>3. 前項における利用料相当額は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間について、24時間毎に計算し（24時間に満たない時間については切り捨てます。）、その時間に対応する本サービスに係る次の料金の合計額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの本サービスの平均利用料（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）</li> </ul> <p>※「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均利用料とします。</p> <p>3-1. 該当なし</p>	<p>第9条（損害賠償）</p> <p>3. 前項における利用料相当額は、本サービスが全く利用できない状態が連続した時間について、24時間毎に計算し（24時間に満たない時間については切り捨てます。）、その時間に対応する本サービスに係る次の料金の合計額とします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>(2) 従量料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p> <p>(注) 上記(2)の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均従量料金とします。</p> <p>3-1. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であっても、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用で</p>

<p>6. 該当なし</p>	<p>きなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第1項および第2項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとし、また、同法第2条第1項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第4項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
----------------	--

「モバイル接続利用規約」新旧対照表

改定前（2014年7月1日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p>第1条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第2条第5号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「モバイル接続」（後記第2条第1号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>	<p>第1条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンクBB株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第2条第5号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第11号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第12号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「モバイル接続」（後記第2条第1号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(5) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。</p> <p>(10) 「サービス会員回線」とは、Yahoo! BB サービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>(11) 該当なし</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(5) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p> <p>(10) 「サービス会員回線」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>(11) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p>

<p>(12) 該当なし</p>	<p>(12) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p>第 4 条（申込の資格）</p> <p>1. 本サービスは、Yahoo! BB サービスの申込者であって Yahoo! BB サービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および Yahoo! BB サービスの利用契約を締結している者、に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または Yahoo! BB サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>	<p>第 4 条（申込の資格）</p> <p>1. 本サービスは、当社インターネットサービスの申込者であって当社インターネットサービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、に限り申込ができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申込ができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>
<p>第 9 条（利用料金等）</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の 7 日後が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>	<p>第 9 条（利用料金等）</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日または当社インターネットサービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>
<p>第 14 条（責任の制限）</p> <p>3. 以下該当なし</p>	<p>第 14 条（責任の制限）</p> <p>3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 1 項および第 2 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不</p>

	<p>可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>5. 第 1 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p> <p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号） 第 2 条第 1 項の定義によるものとします。）の場合、本条第 1 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
<p>第 17 条（利用契約の終了）</p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービスの申込が取り消される等、会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合</p>	<p>第 17 条（利用契約の終了）</p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの申込が取り消される等、会員の当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合</p>

「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

改定前（2014 年 12 月 12 日付）	改定後（2015 年 2 月 4 日付）
<p>第 1 条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 5 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「公衆無線 LAN」（後記第 2 条第 1 号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>	<p>第 1 条（規約の適用）</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 5 号に定義します。） SoftBank 光（後記第 2 条第 15 号に定義します。）または SoftBank Air（後記第 2 条第 16 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「公衆無線 LAN」（後記第 2 条第 1 号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>
<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>(5) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの</p>	<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>(5) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称を</p>

<p>総称をいいます。</p> <p>(6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。</p> <p>(13) 「サービス会員回線」とは、Yahoo! BB サービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 該当なし</p> <p>(16) 該当なし</p>	<p>いいます。</p> <p>(6) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p> <p>(13) 「サービス会員回線」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>(16) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p>第 4 条（申込の資格）</p> <p>1. 本サービスは、Yahoo! BB サービスの申込者であって Yahoo! BB サービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および Yahoo! BB サービスの利用契約を締結している者、に限り申し込みができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申し込みができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または Yahoo! BB サービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>	<p>第 4 条（申込の資格）</p> <p>1. 本サービスは、当社インターネットサービスの申込者であって当社インターネットサービスに係る有効な ID およびパスワードが付与されている者、および当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、に限り申し込みができるものとします。</p> <p>2. 前項の資格に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合には、申し込みができません。</p> <p>(2) 申込者が過去に当社から不正利用などにより会員規約もしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、または当社インターネットサービスもしくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき</p>
<p>第 10 条（利用料金等）</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の 7 日後が属する月の翌月 1 日または Yahoo! BB サービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本サービスの利用契約が終了と</p>	<p>第 10 条（利用料金等）</p> <p>2. 利用料金の課金開始日は、第 5 条第 2 項に定める契約成立日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日または当社インターネットサービスの課金開始日が属する月の 1 日のいずれか遅い日とします。ただし、本サービスの課金開始日の前日以前に本</p>

<p>なった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>	<p>サービスの利用契約が終了となった場合は、当該利用契約終了日の属する月の月額利用料金が発生するものとします。</p>
<p>第 16 条（責任の制限）</p> <p>3. 以下該当なし</p>	<p>第 16 条（責任の制限）</p> <p>3. 当社は、当社以外の事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当社以外の事業者から損害賠償金を受領した場合には、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第 1 項および第 2 項に準じて賠償請求に応じるものとします。</p> <p>4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力または 当社の軽過失により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。</p> <p>5. 第 1 項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p> <p>6. 会員が消費者（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項の定義によるものとし、す。）の場合、本条第 1 項の「当社の責めに帰すべき理由」は「当社の責めに帰すべき理由（当社の故意または重大な過失による場合を除きます。）」、同第 4 項の「その他の不可抗力または当社の軽過失」は「またはその他の不可抗力」と読み替えるものとします。</p>
<p>第 19 条（利用契約の終了）</p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービスの申し込みが取り消される等、会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合</p> <p>(3) SoftBank Air 以外の Yahoo! BB サービスの会員でかつ第 21 条が適用されている会員が SoftBank Air にサービス変更した場合</p>	<p>第 19 条（利用契約の終了）</p> <p>次の事項に該当する場合は、何ら意思表示なく当然に本サービスの利用契約も終了するものとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの申し込みが取り消される等、会員の当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかった場合</p> <p>(2) 会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合</p> <p>(3) SoftBank Air 以外の当社インターネットサービスの会員でかつ第 21 条が適用されている会員が SoftBank Air にサービス変更した場合</p>



<p><b>第 21 条（値引きに関する特約）</b></p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」もしくは「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」に基づき提供する無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みを行った場合、または「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」に基づき提供する Wi-Fi 地デジパックサービスの利用契約の申し込みを行なった場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p>	<p><b>第 21 条（値引きに関する特約）</b></p> <p>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」もしくは「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」に基づき提供する無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みを行った場合、または「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」ならびに「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」に基づき提供する Wi-Fi 地デジパックサービスの利用契約の申し込みを行なった場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。</p>
---	--

**「BB セキュリティ」サービス利用規約 新旧対照表**

改定前（2014 年 10 月 2 日付）	改定後（2015 年 2 月 4 日付）
<p><b>第 1 条（規約の適用）</b></p> <p>1. 本規約はソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 4 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「BB セキュリティ」サービス（後記第 2 条第 1 号に定義し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。</p>	<p><b>第 1 条（規約の適用）</b></p> <p>1. 本規約はソフトバンク BB 株式会社（以下「当社」といいます。）が Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 4 号に定義します。）、SoftBank 光（後記第 2 条第 12 号に定義します。）または SoftBank Air（後記第 2 条第 13 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「BB セキュリティ」サービス（後記第 2 条第 1 号に定義し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。</p>
<p><b>第 2 条（用語の定義）</b></p> <p>(4) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(8) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。</p> <p>(9) 「認証番号」とは当社が本サービス会員のうち「BB セキュリティ powered by Symantec TM Plus」「BB セキュリティ powered by Symantec TM」および「BB</p>	<p><b>第 2 条（用語の定義）</b></p> <p>(4) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(8) 「会員規約」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p> <p>(9) 「認証番号」とは当社が本サービス会員のうち「BB セキュリティ powered by Symantec TM Plus」「BB セキュリティ powered by Symantec TM」および</p>

<p>セキュリティ powered by Symantec TM Lite」を利用する会員に対して発行する文字列データ(PIN 番号)、「BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)、「BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)をいいます。なお、認証番号は、本サービス会員の利用する Yahoo! BB サービス会員回線ごとに1つ発行されます。</p> <p>(12) 該当なし</p> <p>(13) 該当なし</p>	<p>「BB セキュリティ powered by Symantec TM Lite」を利用する会員に対して発行する文字列データ(PIN 番号)、「BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)、「BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)をいいます。なお、認証番号は、本サービス会員の利用する当社インターネットサービス会員回線ごとに1つ発行されます。</p> <p>(12) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>(13) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p><b>第 5 条 (利用契約の申込・成立)</b></p> <p>1. 利用契約の申込は、Yahoo! BB サービスの会員が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い行うものとします。</p> <p>2. 利用契約は、本サービスの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に本サービスに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。また、Yahoo! BB サービスの会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申し込みを承諾した時に成立するものとします。</p>	<p><b>第 5 条 (利用契約の申込・成立)</b></p> <p>1. 利用契約の申込は、当社インターネットサービスの会員が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い行うものとします。</p> <p>2. 利用契約は、本サービスの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時に本サービスに申し込む場合、当社インターネットサービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。また、当社インターネットサービスの会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申し込みを承諾した時に成立するものとします。</p>
<p><b>第 9 条 (利用料金)</b></p> <p>1. 本サービス会員は、本サービスの利用料金を、ライセンス数に応じて別途当社が定める料金表および支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします。なお、本サービスの利用料金の課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p>	<p><b>第 9 条 (利用料金)</b></p> <p>1. 本サービス会員は、本サービスの利用料金を、ライセンス数に応じて別途当社が定める料金表および支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします。なお、本サービスの利用料金の課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p>

<p>(1) 本サービスの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に、本サービスの利用を申し込む場合、Yahoo! BB サービスの課金開始日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。</p> <p>(2) Yahoo! BB サービスの会員が、本サービスの利用を申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月 1 日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの課金開始日までに、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は、当社に対して本サービスの一ヶ月分の利用料金を支払うものとします。</p>	<p>(1) 本サービスの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時に、本サービスの利用を申し込む場合、当社インターネットサービスの課金開始日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。</p> <p>(2) 当社インターネットサービスの会員が、本サービスの利用を申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月 1 日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの課金開始日までに、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は、当社に対して本サービスの一ヶ月分の利用料金を支払うものとします。</p>
<p>第 17 条（当社による解除）</p> <p>1. 当社は、以下の場合、本サービス会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p> <p>(3) 事由の如何を問わず Yahoo! BB サービスの利用を休止、停止または終了したとき</p>	<p>第 17 条（当社による解除）</p> <p>1. 当社は、以下の場合、本サービス会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。</p> <p>(3) 事由の如何を問わず当社インターネットサービスの利用を休止、停止または終了したとき</p>

BB コンテンツサービス利用規約「BB ソフト」サービス個別規定 新旧対照表

改定前（2014 年 10 月 2 日付）	改定後（2015 年 2 月 4 日付）
<p>第 1 条（適用）</p> <p>1. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」（以下「基本規定」といいます。）に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 7 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する BB ソフト会員に適用されるものとします。</p>	<p>第 1 条（適用）</p> <p>2. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」（以下「基本規定」といいます。）に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス（後記第 2 条第 7 号に定義します。）、SoftBank 光（後記第 2 条第 12 号に定義します。）、または SoftBank Air（後記第 2 条第 13 号に定義します。）のオプションサービスとして提供する BB ソフト会員に適用されるものとします。</p>
<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>1. 「BB ソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づき Yahoo! BB サービス会員を対象に提供する、ダウンロード型ソフトウェアの提供サー</p>	<p>第 2 条（用語の定義）</p> <p>2. 「BB ソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づき Yahoo! BB サービス、SoftBank 光または SoftBank Air（以下合わせて「当社インター</p>

<p>ビスその他これらに附帯するサービスをいいます。</p> <p>7.「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>8.「会員規約」とは、Yahoo! BB サービスの契約に係る契約約款をいいます。</p> <p>9.「サービス会員回線」とは、会員のYahoo! BB サービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>12. 該当なし</p> <p>13. 該当なし</p>	<p>ネットサービス」といいます。)会員を対象に提供する、ダウンロード型ソフトウェアの提供サービスその他これらに附帯するサービスをいいます。</p> <p>7.「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>8.「会員規約」とは、当社インターネットサービスの契約に係る各種規約、約款等をいいます。</p> <p>9.「サービス会員回線」とは、会員の当社インターネットサービスの利用契約に係る電気通信回線をいいます。</p> <p>12.「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>13.「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p><b>第 5 条（利用契約の申込・成立）</b></p> <p>3.BB ソフトの利用契約は、BB ソフトの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に BB ソフトに申込み場合、Yahoo! BB サービスの契約成立日をもって成立するものとし、Yahoo! BB サービスの会員が、BB ソフトに申込み場合、当社がその申込を承諾したときに成立するものとしします。また、BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申込み場合、当該ソフトウェアにかかる BB ソフト利用契約は、当社がその申込を承諾したときに成立するものとしします。</p>	<p><b>第 5 条（利用契約の申込・成立）</b></p> <p>3.BB ソフトの利用契約は、BB ソフトの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時に BB ソフトに申込み場合、当社インターネットサービスの契約成立日をもって成立するものとし、当社インターネットサービスの会員が、BB ソフトに申込み場合、当社がその申込を承諾したときに成立するものとしします。また、BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申込み場合、当該ソフトウェアにかかる BB ソフト利用契約は、当社がその申込を承諾したときに成立するものとしします。</p>
<p><b>第 7 条（課金開始日）</b></p> <p>BB ソフト利用料金の課金開始日は、次の各号に定めるとおりとします。なお、BB ソフト会員は、課金開始日の属する月の BB ソフト利用料金を、第 18 条の定めに従い支</p>	<p><b>第 7 条（課金開始日）</b></p> <p>BB ソフト利用料金の課金開始日は、次の各号に定めるとおりとします。なお、BB ソフト会員は、課金開始日の属する月の BB ソフト利用料金を、第 18 条の定めに従い支</p>

<p>払うものとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.BB ソフトの利用希望者が、Yahoo! BB サービスと同時に BB ソフトに申し込む場合、Yahoo! BB サービスの課金開始日を、BB ソフト利用料金の課金開始日としします。</li> <li>2. Yahoo! BB サービスの会員が、BB ソフトに申し込む場合（BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申し込む場合を含む）、BB ソフトの契約成立日を、BB ソフト利用料金の課金開始日としします。</li> </ol>	<p>払うものとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 .BB ソフトの利用希望者が、当社インターネットサービスと同時に BB ソフトに申し込む場合、当社インターネットサービスの課金開始日を、BB ソフト利用料金の課金開始日としします。</li> <li>2.当社インターネットサービスの会員が、BB ソフトに申し込む場合（BB ソフト会員がソフトウェアを追加で申し込む場合を含む）、BB ソフトの契約成立日を、BB ソフト利用料金の課金開始日としします。</li> </ol>
<p>第 9 条（BB ソフト利用契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.基本規定第 22 条に定める場合の他、事由の如何を問わず、BB ソフト会員の利用中のすべてのソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合または BB ソフト会員の Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合、BB ソフト利用契約も何ら意思表示なく当然に終了するものとしします。なお、この場合、BB ソフト会員は BB ソフト利用契約終了日の属する月の末日までの BB ソフト利用料金を支払うものとしします。</li> <li>2. 利用者回線型の Yahoo! BB サービス（附記第 1 項第（1）号に定義します。）を利用している BB ソフト会員が、「ソフトバンク BB サービス規約」に基づく利用休止を行った場合、利用休止日をもって、BB ソフト利用契約が終了するものとしします。</li> </ol>	<p>第 9 条（BB ソフト利用契約の終了）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.基本規定第 22 条に定める場合の他、事由の如何を問わず、BB ソフト会員の利用中のすべてのソフトウェアの使用許諾契約が終了した場合または BB ソフト会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、BB ソフト利用契約も何ら意思表示なく当然に終了するものとしします。なお、この場合、BB ソフト会員は BB ソフト利用契約終了日の属する月の末日までの BB ソフト利用料金を支払うものとしします。</li> <li>2.利用者回線型の当社インターネットサービスを利用している BB ソフト会員が、会員規約に基づく利用休止を行った場合、利用休止日をもって、BB ソフト利用契約が終了するものとしします。</li> </ol>
<p>第 18 条（利用料金）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3.BB ソフト利用料金の支払方法は、BB ソフト会員が利用する Yahoo! BB サービス利用料金の支払方法に準じます。</li> </ol>	<p>第 18 条（利用料金）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3.BB ソフト利用料金の支払方法は、BB ソフト会員が利用する当社インターネットサービス利用料金の支払方法に準じます。</li> </ol>
<p>第 21 条（サービスの中止・停止等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. BB ソフト会員が利用する Yahoo! BB サービスの全部または一部の利用が停止された場合、BB ソフトの利用は当然に停止されるものとしします。</li> </ol>	<p>第 21 条（サービスの中止・停止等）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. BB ソフト会員が利用する当社インターネットサービスの全部または一部の利用が停止された場合、BB ソフトの利用は当然に停止されるものとしします。</li> </ol>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

改定前（2014年12月12日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p>第2条（定義）</p> <p>7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービスまたはSoftBank ブロードバンドサービスを利用するために必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」、「接続機器レンタル規約（SoftBank Air 用）」および「接続機器レンタル個別規定」をいいます。</p> <p>12. 該当なし</p> <p>13. 該当なし</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービス（後記第2条第10号に定義します。）、SoftBank ブロードバンドサービス（後記第2条第11号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）を利用するために必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。</p> <p>8. 「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、「接続機器レンタル規約」、「接続機器レンタル規約（Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用）」、「接続機器レンタル個別規定」、「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」および「接続機器レンタル規約（SoftBank Air 用）」をいいます。</p> <p>12. 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。</p> <p>13. 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社からAXGP回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。</p>
<p>第4条（利用申込の承諾）</p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービスまたはSoftBank ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) （削除）</p>	<p>第4条（利用申込の承諾）</p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービス、SoftBank ブロードバンドサービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) （削除）</p>

<p>(3) Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を契約成立日とします。</p> <p>①Yahoo! BB もしくは SoftBank ブロードバンドサービスの利用契約が成立した日。</p> <p>②Yahoo! BB サービスもしくは SoftBank ブロードバンドサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>	<p>(3) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を契約成立日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの利用契約が成立した日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>
<p><b>第 9 条 (利用料金)</b></p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日を課金開始日とします。</p> <p>(2) Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を課金開始日とします。</p> <p>①Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの課金開始日。</p> <p>②Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>	<p><b>第 9 条 (利用料金)</b></p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日を課金開始日とします。</p> <p>(2) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、下記のいずれか早い日を課金開始日とします。</p> <p>①当社インターネットサービスの課金開始日。</p> <p>②当社インターネットサービスの会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日以降で、本サービスの利用を開始した日。</p>
<p><b>第 10 条 (料金の支払い)</b></p> <p>1. 電話・リモートサポートの料金を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約 (約款)」または「SoftBank ブロードバンドサービス基本規約」の定めによるものとします。</p>	<p><b>第 10 条 (料金の支払い)</b></p> <p>1. 電話・リモートサポートの料金を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約 (約款)」、「SoftBank ブロードバンドサービス基本規約」、「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」の定めによるものとします。</p>
<p><b>第 17 条 (当社側からの解除)</b></p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当し</p>	<p><b>第 17 条 (当社側からの解除)</b></p> <p>2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当し</p>

<p>た場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p> <p>(7) Yahoo! BB サービスまたは SoftBank ブロードバンドサービスの利用契約が終了した場合</p>	<p>た場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを会員は予め了承するものとします。</p> <p>(7) 当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合</p>
--	---

「BB ライフホームドクター サービス利用規約」新旧対照表

改定前（2014年12月12日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p><b>第2条（用語の定義）</b></p> <p>(1)「本サービス」とは、指定サービスの会員を対象とする、健康支援サービスの利用権の提供およびお見舞金サービスをいいます。</p> <p>(7)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(10)「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(13)「指定サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」のいずれかをいいます。</p> <p>(14)「指定サービス会員規約」とは、指定サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p> <p>(15)「NTT 東日本」とは、東日本電信電話株式会社をいいます。</p> <p>(16)「NTT 西日本」とは、西日本電信電話株式会社をいいます。</p> <p>(17)「フレッツ光」とは、NTT 東日本の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツ、または NTT 西日本の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツのいずれかをいいます。</p> <p>(18)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき</p>	<p><b>第2条（用語の定義）</b></p> <p>(1)「本サービス」とは、当社インターネットサービス（後記第2条第14号に定義します。）の会員を対象とする、健康支援サービスの利用権の提供およびお見舞金サービスをいいます。</p> <p>(7)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(10)「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(13)「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する光コラボレーションモデルを利用した当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(14)「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」のいずれかをいいます。</p> <p>(15)「当社インターネットサービス会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p> <p>(16)「フレッツ光」とは、東日本電信電話株式会社の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツ、または西日本</p>



<p>課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。</p> <p>(19)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p>	<p>電信電話株式会社の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、Bフレッツのいずれかをいいます。</p> <p>(17)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。</p> <p>(18)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。</p>
<p><b>第3条（契約の単位）</b></p> <p>本サービスは、指定サービスの利用契約ごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。</p>	<p><b>第3条（契約の単位）</b></p> <p>本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約ごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。</p>
<p><b>第4条（申し込みの資格）</b></p> <p>本サービスは、指定サービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスにお申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。</p>	<p><b>第4条（申し込みの資格）</b></p> <p>1.本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスにお申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。</p> <p>2.本サービスは個人向けサービスです。法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、または法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの申し込みを行う者は、本サービスの申し込み資格を有しません。</p>
<p><b>第5条（利用契約の申し込み）</b></p> <p>2.前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスのお申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(7) 指定サービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、指定サービスの利用契約が成立しなかったとき。</p>	<p><b>第5条（利用契約の申し込み）</b></p> <p>2.前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスのお申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(7) 当社インターネットサービスのお申し込みと同時に本サービスのお申し込みを行った場合において、当社インターネットサービスの利用契約が成立しなかったとき。</p>
<p><b>第6条（利用契約の成立）</b></p> <p>2.Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air の利用契約の成立日の7日後に、本サービ</p>	<p><b>第6条（利用契約の成立）</b></p> <p>2.Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光の利用契約の成立日の</p>

<p>スの利用契約が成立するものとします。</p> <p>3.指定サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日の7日後に契約が成立するものとします。</p>	<p>7 日後に、本サービスの利用契約が成立するものとします。</p> <p>3.当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日の7 日後に契約が成立するものとします。</p>
<p>第9条（利用料金等の支払方法）</p> <p>1. 会員は利用料金等を、指定サービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、指定サービス会員規約に定めるところによるものとします。</p>	<p>第9条（利用料金等の支払方法）</p> <p>1. 会員は利用料金等を、当社インターネットサービスの料金等とあわせて、当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。</p> <p>2. 利用料金等の計算方法、支払方法等については、当社インターネットサービス会員規約に定めるところによるものとします。</p>
<p>第26条（指定サービスの利用契約終了時の措置）</p> <p>1. 事由の如何を問わず、会員の指定サービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく指定サービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が指定サービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより指定サービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。</p>	<p>第26条(当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置)</p> <p>1. 事由の如何を問わず、会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の利用料金等の支払義務を負うものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、会員が当社インターネットサービス以外の当社提供の電気通信サービスのお申し込みにより当社インターネットサービスの利用契約が終了する場合は、当該申込日の属する月の月末をもって終了するものとします。</p>

「BB マルシェ by 大地を守る会 サービス利用規約」新旧対照表

改定前（2014年12月12日付）	改定後（2015年2月4日付）
<p>第1条（規約の適用）</p> <p>2.本サービス会員（後記第2条2号に定義します。）は、本サービスの利用にあたり、本規約、または会員規約（後記第2条12号に定義します。）に定める利用条件に同意いただくものとします。</p>	<p>第1条（規約の適用）</p> <p>2.本サービス会員（後記第2条2号に定義します。）は、本サービスの利用にあたり、本規約、または会員規約（後記第2条16号に定義します。）に定める利用条件に同意いただくものとします。</p>
<p>第2条（用語の定義）</p>	<p>第2条（用語の定義）</p>

<p>(1) 「本サービス」とは、Yahoo! BB サービスおよび SoftBank ブロードバンド サービスのオプションサービスのうち、当社が、株式会社大地を守る会(以下「サービス提供会社」とします。)の運営する食品宅配サービスおよび情報提供サービスなどの優待利用権を Yahoo! BB サービス会員および SoftBank ブロードバンド サービス会員に対して販売するサービスをいいます。</p> <p>(8) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(14) 「指定の電気通信サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」のいずれかをいいます。</p> <p>(15) 「会員規約」とは、指定の電気通信サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>(1) 「本サービス」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank ブロードバンド サービス、SoftBank Air サービス、SoftBank 光サービスのオプションサービスのうち、当社が、株式会社大地を守る会(以下「サービス提供会社」とします。)の運営する食品宅配サービスおよび情報提供サービスなどの優待利用権を Yahoo! BB サービス会員、SoftBank ブロードバンド サービス会員、SoftBank Air サービス会員、SoftBank 光サービス会員に対して販売するサービスをいいます。</p> <p>(8) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、東日本電信電話株式会社または 西日本電信電話株式会社が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(14) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する光コラボレーションモデルを利用した当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(15) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」のいずれかをいいます。</p> <p>(16) 「会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>
<p><b>第 4 条 (利用契約の成立)</b></p> <p>2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB</p>	<p><b>第 4 条 (利用契約の成立)</b></p> <p>2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、</p>

<p>for Mobile サービス、SoftBank Air の利用契約の成立日の翌日に契約が成立するものとします。</p> <p>指定の電気通信サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日に契約が成立するものとします。</p>	<p>Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光の利用契約の成立日の翌日に契約が成立するものとします。当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日に契約が成立するものとします。</p>
<p><b>第 5 条 (月額利用料金等)</b></p> <p>1. 本サービスの課金開始日は以下のとおりとし、本サービス会員は課金開始日の属する月の月額利用料金を支払うものとします。</p> <p>(1) 指定の電気通信サービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの利用契約の成立日が属する月の翌々月 1 日とします。</p> <p>(2) 指定の電気通信サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの利用契約の成立日が属する月の 1 日とします。</p>	<p><b>第 5 条 (月額利用料金等)</b></p> <p>1. 本サービスの課金開始日は以下のとおりとし、本サービス会員は課金開始日の属する月の月額利用料金を支払うものとします。</p> <p>(1) 当社インターネットサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの利用契約の成立日が属する月の翌々月 1 日とします。</p> <p>(2) 当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの利用契約の成立日が属する月の 1 日とします。</p>
<p><b>第 14 条 (指定の電気通信サービスの利用契約終了時の措置)</b></p> <p>事由の如何を問わず、本サービス会員の指定の電気通信サービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく指定の電気通信サービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、本サービス会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の月額利用料金等の支払義務を負うものとします。</p>	<p><b>第 14 条 (当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置)</b></p> <p>事由の如何を問わず、本サービス会員の当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、本サービスの利用契約も何ら意思表示なく当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって当然に終了するものとします。なお、この場合、本サービス会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の月額利用料金等の支払義務を負うものとします。</p>

「BB お掃除&レスキュー サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2014 年 12 月 12 日付)	改定後 (2015 年 2 月 4 日付)
<p><b>第 1 条 (規約の適用)</b></p> <p>2. 本サービス会員 (後記第 2 条 2 号に定義します。) は、本サービスの利用にあたり、本規約、または会員規約 (後記第 2 条 16 号に定義します。) に定める利用条件に同意いただくものとします。</p>	<p><b>第 1 条 (規約の適用)</b></p> <p>2. 本サービス会員 (後記第 2 条 2 号に定義します。) は、本サービスの利用にあたり、本規約、または会員規約 (後記第 2 条 16 号に定義します。) に定める利用条件に同意いただくものとします。</p>
<p><b>第 2 条 (用語の定義)</b></p>	<p><b>第 2 条 (用語の定義)</b></p>

<p>(1) 「本サービス」とは、Yahoo! BB サービスおよび SoftBank ブロードバンド サービスのオプションサービスのうち、当社が、株式会社ライフデポ(以下「サービス提供会社」とします。)の運営する生活救急サービスおよび総合生活サポートサービスの優待利用権を Yahoo! BB サービス会員および SoftBank ブロードバンド サービス会員に対して販売するサービスをいいます。また当社は本サービス会員に対し、適宜本サービスに関する情報提供サービスを行います。</p> <p>(8) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(14) 「指定の電気通信サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」のいずれかをいいます。</p> <p>(15) 「会員規約」とは、指定の電気通信サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>	<p>(1) 「本サービス」とは、Yahoo! BB サービス、SoftBank ブロードバンド サービス、SoftBank Air サービス、SoftBank 光サービスのオプションサービスのうち、当社が、株式会社ライフデポ(以下「サービス提供会社」とします。)の運営する生活救急サービスおよび総合生活サポートサービスの優待利用権を Yahoo! BB サービス会員、SoftBank ブロードバンド サービス会員、SoftBank Air サービス会員、SoftBank 光サービス会員に対して販売するサービスをいいます。また当社は本サービス会員に対し、適宜本サービスに関する情報提供サービスを行います。</p> <p>(8) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p> <p>(11) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、東日本電信電話株式会社または 西日本電信電話株式会社が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(14) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する光コラボレーションモデルを利用した当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(15) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンド ADSL サービス」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」、「SoftBank Air」のいずれかをいいます。</p> <p>(16) 「会員規約」とは、当社インターネットサービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。</p>
<p><b>第3条（利用契約の成立）</b></p> <p>1. 本サービスの利用希望者は、本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い利用契約の申し込みを行うものとします。</p> <p>2. 本サービスの申し込みに対し、当社がその内容を確認</p>	<p><b>第3条（利用契約の成立）</b></p> <p>1. 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約ごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用希望者は、本規約に同意のうえ、当</p>

<p>認し、本サービスの利用希望者に対する BB お掃除&amp;レスキューWEBサイトへの認証機能の提供が開始された時点をもって、当社が前項に定める利用希望者の申し込みを承諾したものとします。</p> <p>3. 当社は、本サービスの利用希望者において、本規約もしくは会員規約に反する事由または利用契約の申し込みが適当でないと当社が判断する等の事由がある場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。</p>	<p>社が別途定める手続きに従い利用契約の申し込みを行うものとしします。</p> <p>3. 本サービスは、当社インターネットサービスの利用契約を締結している者またはこれらのサービスに申し込みを行った者に限りお申し込みができるものとします。</p> <p>4. 本サービスは個人向けサービスです。法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの利用契約を締結している者、または法人名義、任意団体名義で当社インターネットサービスの申し込みを行う者は、本サービスの申し込み資格を有しません。</p> <p>5. 本サービスの申し込みに対し、当社がその内容を確認し、本サービスの利用希望者に対する BB お掃除&amp;レスキューWEBサイトへの認証機能の提供が開始された時点をもって、当社が前項に定める利用希望者の申し込みを承諾したものとします。</p> <p>当社は、本サービスの利用希望者において、本規約もしくは会員規約に反する事由または利用契約の申し込みが適当でないと当社が判断する等の事由がある場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。</p>
<p><b>第 4 条（利用契約の成立時期）</b></p> <p>1. Yahoo! BB ADSL サービスまたは SoftBank ブロードバンド サービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB ADSL サービスまたは SoftBank ブロードバンド サービスの契約成立日をもって本サービスの利用契約も成立するものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air の契約成立日の 2 日後に利用契約が成立するものとします。</p> <p>3. 指定の電気通信サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領し</p>	<p><b>第 4 条（利用契約の成立時期）</b></p> <p>1. Yahoo! BB ADSL サービスまたは SoftBank ブロードバンド サービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB ADSL サービスまたは SoftBank ブロードバンド サービスの契約成立日をもって本サービスの利用契約も成立するものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光と同時に本サービスをお申し込みの場合、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス、Yahoo! BB for Mobile サービス、SoftBank Air、SoftBank 光の契約成立日の 2 日後に利用契約が成立するものとします。</p> <p>当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サー</p>

<p>た後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日の 2 日後に利用契約が成立するものとします。</p>	<p>ビスをお申し込みの場合、当社がお申し込みを受領した後に、申込者に送信する申込承諾メールに記載されているお申し込み受付日の 2 日後に利用契約が成立するものとします。</p>
<p><b>第 5 条 (月額利用料金等)</b>  1. 本サービスの課金開始日は以下のとおりとし、本サービス会員は課金開始日の属する月から毎月の月額利用料金を支払うものとします。  (1) 指定の電気通信サービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの契約成立日が属する月の翌々月 1 日とします。  (2) 指定の電気通信サービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの契約成立日が属する月の 1 日とします。</p>	<p><b>第 5 条 (月額利用料金等)</b>  1. 本サービスの課金開始日は以下のとおりとし、本サービス会員は課金開始日の属する月から毎月の月額利用料金を支払うものとします。  (1) 当社インターネットサービスと同時に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの契約成立日が属する月の翌々月 1 日とします。  (2) 当社インターネットサービスの利用契約成立後に本サービスをお申し込みの場合、本サービスの契約成立日が属する月の 1 日とします。</p>
<p><b>第 14 条 (指定の電気通信サービスの利用契約終了時の措置)</b>  事由の如何を問わず、本サービス会員において、指定の電気通信サービスの利用契約が終了した場合、指定の電気通信サービスの利用契約が終了した日をもって本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。なお、この場合、本サービス会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の月額利用料金等の支払義務を負うものとします。</p>	<p><b>第 14 条 (当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置)</b>  事由の如何を問わず、本サービス会員において、当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合、当社インターネットサービスの利用契約が終了した日をもって本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。なお、この場合、本サービス会員は本サービスの終了日が月の途中であっても、当該終了日が属する月の月額利用料金等の支払義務を負うものとします。</p>

「チャリティホワイト利用規約」新旧対照表

改定前 (2014 年 12 月 12 日付)	改定後 (2015 年 2 月 4 日付)
<p><b>4. 本件寄附金の支払い</b>  (3) 本件寄附金は、次の各号に定める月から、毎月、本件指定電気通信サービスに係るご利用料金（以下、「月額利用料金」といいます。）とあわせてお支払いいただくものとします。  ③ Yahoo! BB ADSL/Yahoo! BB ホワイトプラン/Yahoo! BB バリュープランのいずれかから Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 with フレッツ ver. エンジョイネット/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光</p>	<p><b>4. 本件寄附金の支払い</b>  (3) 本件寄附金は、次の各号に定める月から、毎月、本件指定電気通信サービスに係るご利用料金（以下、「月額利用料金」といいます。）とあわせてお支払いいただくものとします。  ③ Yahoo! BB ADSL/Yahoo! BB ホワイトプラン/Yahoo! BB バリュープランのいずれかから Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 with フレッツ ver. エンジョイネット/Yahoo! BB 光 フレッツコース/Yahoo! BB 光</p>

<p>フレッツコース ver. エンジョイネット／Yahoo! BB 光シティ／SoftBank Airのいずれかへのサービス変更と同時に本サービスをお申込みいただいた場合は、当社が当該お申込を受諾した日が属する月</p> <p>※ 月額利用料金が286円(税抜)に満たない月および本件指定電気通信サービス休止期間中は、本件寄附金額を請求いたしません(当該月においては、本サービスによる被災地支援団体等への寄附は行われません。)</p>	<p>フレッツコース ver. エンジョイネット／Yahoo! BB 光シティ／SoftBank Air／SoftBank 光／SoftBank 光 ver. エンジョイネットのいずれかへのサービス変更と同時に本サービスをお申込みいただいた場合は、当社が当該お申込を受諾した日が属する月</p> <p>※ 月額利用料金が286円(税抜)に満たない月および本件指定電気通信サービス休止期間中は、本件寄附金額を請求いたしません(当該月においては、本サービスによる被災地支援団体等への寄附は行われません。)</p>
--	--

**「オプションパック規約」新旧対照表**

改定前(2014年11月20日付)				改定後(2015年2月4日付)																							
<p><b>第1条 (本規約の目的)</b></p> <p>この「オプションパック規約」(以下「本規約」といいます)は、ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます)が提供するYahoo! BB サービスにおいて、第2条第1項に定める複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス(以下「本サービス」といいます)について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。</p>				<p><b>第1条 (本規約の目的)</b></p> <p>この「オプションパック規約」(以下「本規約」といいます)は、ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます)が提供するYahoo! BB サービスまたはSoftBank 光(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます)において、第2条第1項に定める複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス(以下「本サービス」といいます)について定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。</p>																							
<p><b>第2条 (本サービスの構成)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th align="center">項番</th> <th align="center">パッケージ名称</th> <th align="center">パッケージ対象オプションサービス</th> <th align="center">提供可能Yahoo! BBサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" rowspan="3">1</td> <td align="center" rowspan="3">バリ ユー パッ ク</td> <td align="center">光BBユニットレンタル</td> <td align="center" rowspan="3">Yahoo! BB 光 with フレッ ツ</td> </tr> <tr> <td align="center">Wi-Fi マルチパック</td> </tr> <tr> <td align="center">地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)</td> </tr> </tbody> </table>				項番	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能Yahoo! BBサービス	1	バリ ユー パッ ク	光BBユニットレンタル	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ	Wi-Fi マルチパック	地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)	<p><b>第2条 (本サービスの構成)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th align="center">項番</th> <th align="center">パッケージ名称</th> <th align="center">パッケージ対象オプションサービス</th> <th align="center">提供可能サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" rowspan="3">1</td> <td align="center" rowspan="3">バリ ユー パッ ク</td> <td align="center">光BBユニットレンタル</td> <td align="center" rowspan="3">Yahoo! BB 光 with フレッ ツ</td> </tr> <tr> <td align="center">Wi-Fi マルチパック</td> </tr> <tr> <td align="center">地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)</td> </tr> </tbody> </table>				項番	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能サービス	1	バリ ユー パッ ク	光BBユニットレンタル	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ	Wi-Fi マルチパック	地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)
項番	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能Yahoo! BBサービス																								
1	バリ ユー パッ ク	光BBユニットレンタル	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ																								
		Wi-Fi マルチパック																									
		地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)																									
項番	パッケージ名称	パッケージ対象オプションサービス	提供可能サービス																								
1	バリ ユー パッ ク	光BBユニットレンタル	Yahoo! BB 光 with フレッ ツ																								
		Wi-Fi マルチパック																									
		地デジチューナープラス または地デジチューナー (R)																									



		BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB 光 フレッツコ ース			BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB 光 フレッツコ ース
		BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)				BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)	SoftBank 光
		BB ライフ				とく放題 (B)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポ ット				ソフトバンク Wi-Fi スポ ット	
2	バリ ュー パッ ク	無線 LAN パック	Yahoo! BB	2	バリ ュー パッ ク	無線 LAN パック	Yahoo! BB
		地デジチューナー (R)	ADSL			地デジチューナー (R)	ADSL
		BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB			BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB
		BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)	バリユーブ ラン			BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)	バリユーブ ラン
		BB ライフ				とく放題 (B)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポ ット				ソフトバンク Wi-Fi スポ ット	
3	バリ ュー パッ ク	BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB	3	バリ ュー パッ ク	BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®	Yahoo! BB for Mobile
		BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)	for Mobile			BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)	
		ソフトバンク Wi-Fi スポ ット				ソフトバンク Wi-Fi スポ ット	
<b>第 4 条 (適用開始日と利用申込の承諾)</b> <b>1. 本サービスの適用開始日は以下の通りとします。</b> (1) Yahoo! BB サービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、Yahoo! BB サービスの課金開始日を本サービスの適用開始日とします。 (2) Yahoo! BB サービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日を適用開始日とします。				<b>第 4 条 (適用開始日と利用申込の承諾)</b> <b>1. 本サービスの適用開始日は以下の通りとします。</b> (1) 当社インターネットサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、当社インターネットサービスの課金開始日を本サービスの適用開始日とします。 (2) 当社インターネットサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日を適用開始日とします。			
<b>第 6 条 (本サービスの終了について)</b>				<b>第 6 条 (本サービスの終了について)</b>			

<p>当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの利用契約を解除しパッケージ提供価格の適用を終了します。</p> <p>(2) 第 2 条第 1 項に定める提供可能 Yahoo! BB サービス以外のサービスに変更した場合</p> <p>(3) Yahoo! BB サービスの利用契約が終了した場合</p>	<p>当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの利用契約を解除しパッケージ提供価格の適用を終了します。</p> <p>(2) 第 2 条第 1 項に定める提供可能当社インターネットサービス以外のサービスに変更した場合</p> <p>(3) 当社インターネットサービスの利用契約が終了した場合</p>
<p>第 7 条（適用期間および解除料について）</p> <p>1. 本サービスについては、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間として自動更新されるものとします。</p>	<p>第 7 条（適用期間および解除料について）</p> <p>1. 本サービスについては、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第 6 条各号の終了条件を満たさなかった場合は、更に 24 ヶ月間を適用期間として自動更新されるものとします。</p>